

○総務省告示第二百三十九号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十一条の五第二号の規定に基づき、昭和六十一年郵政省告示第二百二十一号（型式検定に合格したものであることを要しない無線設備の機器を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十七年一月一日から施行する。

平成二十六年七月九日

総務大臣臨時代理

国务大臣 田村 憲久

第一項中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

12 航海情報記録装置（設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備に限る。）の機器